長与町の給与・定員管理等について

1　総括

（1） 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（平成22年3月31日）	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B／A	（参考） 20年度の人件費率
21年度	人 42,528	千円 11,153,188	千円 403,305	千円 1,719,715	% 15.4	% 16.8

（2） 職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
21年度	人 176	千円 701,333	千円 123,530	千円 267,944	千円 1,092,807	千円 6,209

（注）1　職員手当には退職手当を含みません。
　　2　職員数は、平成22年3月31日現在の普通会計に属する人員です。

（3） 特記事項

特にありません。

（4） ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

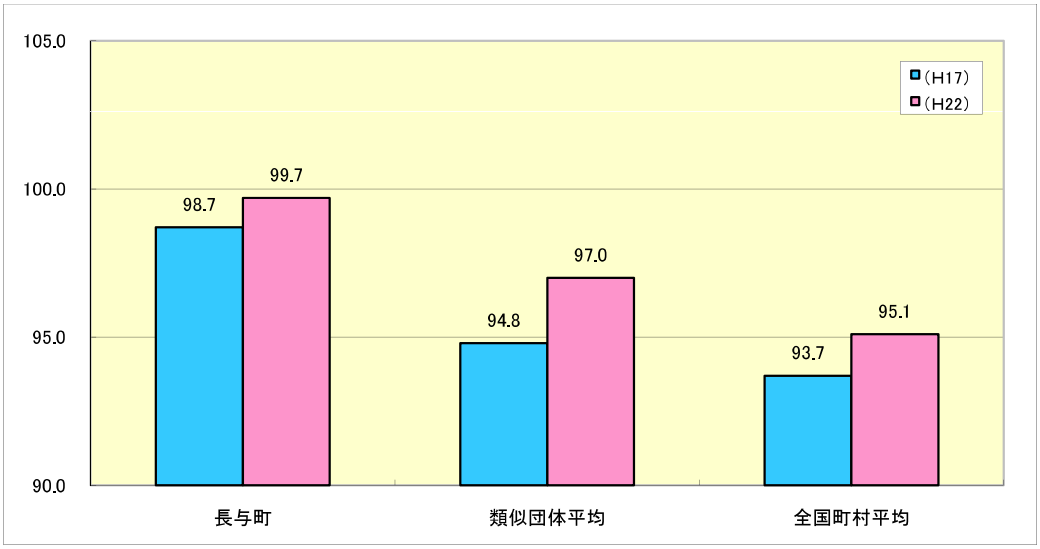

（注）1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
　　2　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

2　一般行政職給料表の状況（22年4月1日現在）

（単位：円）

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の給料月額	（金額）	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
	（号給）	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
最高号給の給料月額	（金額）	243,700	309,200	356,400	403,000	415,700	433,900	458,400
	（号給）	(93)	(125)	(113)	(117)	(115)	(101)	(61)

（注）給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

（1） 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（22年4月1日現在）

① 一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
長与町	43.3 歳	333,640 円	394,504 円	366,788 円
長崎県	43.8 歳	348,938 円	441,018 円	385,563 円
国	41.9 歳	325,579 円	―	395,666 円
類似団体	43.2 歳	328,371 円	385,261 円	361,176 円

② 技能労務職

区　分	公　務　員					民　間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（国ベース）	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額（B）	A／B
長与町	51.6 歳	3 人	383,909 円	387,776 円	387,776 円	－	－	－	－
うち用務員	51.6 歳	3 人	383,909 円	387,776 円	387,776 円	用務員	53歳 8月	213,600 円	1.82
長崎県	48.6 歳	382 人	327,483 円	382,014 円	352,991 円	－	－	－	－
国	49.3 歳	3,955 人	284,514 円	－	322,291 円	－	－	－	－
類似団体	48.5 歳	17 人	289,260 円	315,877 円	306,337 円	－	－	－	－

区　分	参　考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C／D
長与町	6,326,200 円	－	－
うち用務員	6,326,200 円	3,008,200 円	2.10

※用務員においては、平成23年4月1日より一般行政職へ任用替えとなっています。
※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成19～21年の3ヶ年平均）
※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

（注）1 一般行政職の職員とは、一般事務職、建設や土木の技術職などをいいます。保健師、保育士などは含みません。
2 「平均給料月額」とは、平成21年4月1日現在における一般行政職の職員の基本給の平均です。
3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には、時間外手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

（2） 職員の初任給の状況（22年4月1日現在）

区　分		長 与 町	長 崎 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	―	154,300 円	―
	中 学 卒	―	139,700 円	―

（3） 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（22年4月1日現在）

区　分		経験年数10年～15年	経験年数15年～20年	経験年数20年～25年
一般行政職	大 学 卒	286,800 円	324,300 円	371,200 円
	高 校 卒	― 円	286,500 円	333,200 円

階層別人数が少ないところがあるため、5年刻みの平均値を掲載しています。

4　一般行政職の級別職員数等の状況

（1） 一般行政職の級別職員数の状況（22年4月1日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7　級	部長及び相当職	人 7	% 4.5
6　級	課長及び課長相当職	人 21	% 13.5
5　級	参事、課長補佐	人 31	% 19.9
4　級	副参事、主査	人 27	% 17.3
3　級	係長、主査、主任	人 37	% 23.7
2　級	主事	人 18	% 11.5
1　級	主事	人 15	% 9.6

（注）1　長与町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
　　2　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

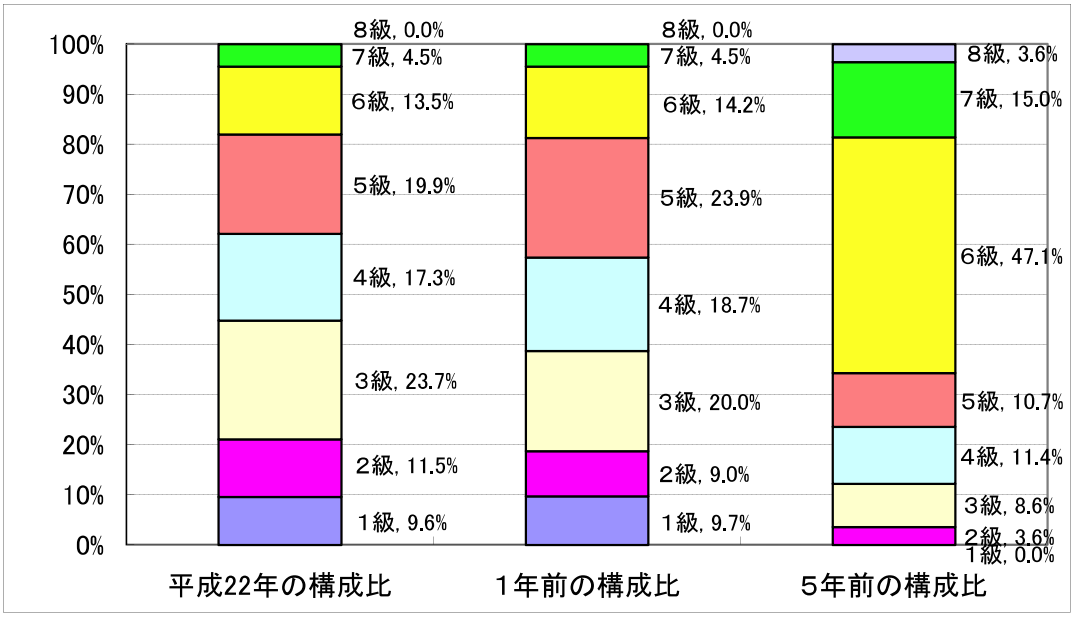

（注）平成18年度に「8級制」から「6級制」へ変更しています。
（旧給料表の1級及び2級を「1級」に、4級及び5級を「3級」に統合。旧3級は「2級」に変更。）
また、平成19年度に「6級制」から「7級制」へ変更しています。

（2） 昇給への勤務成績の反映状況

現在、人事評価制度の試行段階であるため未反映である。

５ 職員の手当の状況

（1） 期末手当・勤勉手当

長　　与　　町	長　　崎　　県	国
１人当たり平均支給額（21年度） 1,550　千円	１人当たり平均支給額（21年度） 1,684　千円	―
（21年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.75　月分　1.40　月分 （　1.5　）月分　（　0.70　）月分	（21年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.75　月分　1.40　月分 （　1.50　）月分　（　0.70　）月分	（21年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.75　月分　1.40　月分 （　1.50　）月分　（　0.70　）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5%～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5%～20% ・管理職加算　10%～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5%～20% ・管理職加算　10%～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

現在、人事評価制度の試行段階であるため、成績率に差を設けず一律支給を行った。

（2） 退職手当（22年4月1日現在）

長　　与　　町			国		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23.50　月分	30.55　月分	勤続20年	23.50　月分	30.55　月分
勤続25年	33.50　月分	41.34　月分	勤続25年	33.50　月分	41.34　月分
勤続35年	47.50　月分	59.28　月分	勤続35年	47.50　月分	59.28　月分
最高限度額	59.28　月分	59.28　月分	最高限度額	59.28　月分	59.28　月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） 役職に応じた調整額の加算あり		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）	
１人当たり平均支給額	112　千円	26,327　千円			

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、長与町の全職種で、21年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

（3） 地域手当　（22年4月1日現在）

支給はありません。

（4） 特殊勤務手当（22年4月1日現在）

支給実績（21年度決算）	573 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	12,441 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（21年度）	23.2 %
手当の種類（手当数）	7

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	税務担当職員	町税の徴収、調査、検査、滞納処分等	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
感染症防疫作業手当	感染の危険がある作業等に従事する職員	感染症の病原体等に感染の危険のある作業、検疫、救護等	作業1日につき1,000円
行旅病人及び 行旅死亡人取扱手当	業務担当職員	行旅病人及び行旅死亡人の収容または救護	病人 1日につき2,000円 死亡人 1日につき5,000円
保健福祉指導手当	福祉担当職員	精神障害者等の家庭等を訪問し、指導を行った場合	1日につき 1,000円
危険現場作業手当	業務担当職員	高所、急傾斜地または著しく困難な場所で検査等の作業を行った場合	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
公共用地取得業務手当	業務担当職員	公共事業の施行に伴う用地の取得や物件移転に関し困難な交渉を伴う場合	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
災害作業手当	業務担当職員	暴風等の荒天時に屋外において作業に従事した場合	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日

（5） 時間外勤務手当

支給実績（21年度決算）	54,688 千円
職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	415 千円
支給実績（20年度決算）	57,395 千円
職員1人当たり平均支給年額（20年度決算）	422 千円

（6） その他の手当（22年4月1日現在）

手 当 名	内容 及び 支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（21年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 13,000 円 配偶者以外 6,500 円 配偶者がない場合の1人目 11,000 円 その他 6,500 円 満 16歳の年度初めから満 22歳年度末までの間にある子 1人につき 5,000 円 加算	同じ		25,559 千円	232,354 円
住居手当	借家又は借間に居住し、家賃を支払っている職員又は自宅に居住し、世帯主である職員に支給 ・月額 23,000円以下の家賃 家賃月額 － 12,000円 ・月額 23,000円を超える家賃 （家賃月額 － 23,000円）× 1/2 + 11,000円 （最高 27,000円）	同じ		16,080 千円	114,038 円
	・自宅居住者 3,500円	異なる	なし		
通勤手当	通勤距離2km以上で、通勤のために交通機関等（列車、バス等）を利用し運賃等を負担している職員又は交通用具を使用する職員に支給 ・交通機関等利用者 1ヶ月あたりの運賃等相当額が 55,000円まで全額支給（長期定期価額を一括支給） ・交通用具利用者 距離に応じて 2,000円 ～ 24,500円を支給	同じ		5,714 千円	45,342 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 役職等に応じて 10%～15%	異なる	俸給表別・職務の級別の定額制	32,544 千円	614,034 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を受給している職員が、休日において臨時又は緊急の必要により勤務した場合に支給される 管理職手当の支給区分に応じて勤務1回につき 6,000円 ～ 12,000円	異なる	官職等に応じて 6,000円～18,000円	68 千円	11,250 円

６ 特別職の報酬等の状況（22年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料報酬			（参考）類似団体における最高／最低額	
	町長	857,000 円	911,000 円／	386,000 円
	副町長	691,000 円	750,000 円／	441,000 円
	議長	343,000 円	499,000 円／	227,000 円
	副議長	285,000 円	430,000 円／	182,000 円
	議員	258,000 円	400,000 円／	157,000 円
期末手当	町長	（22年度支給割合）		
	副町長	2.60 月分		
	議長	（22年度支給割合）		
	副議長	2.60 月分		
	議員			
退職手当		（算定方式）	（1期の手当額）	（支給時期）
	町長	857,000円 × ５ × 在職年数	17,140,000 円	任期毎
	副町長	691,000円 × ３ × 在職年数	8,292,000 円	任期毎
	備考			

（注）1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

（1） 部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

区分 / 部門			職員数 平成22年	職員数 平成21年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4	0	
		総務	55	55	0	
		税務	19	19	0	
		民生	29	29	0	
		衛生	20	21	−1	事務の整理・合理化
		農林水産	7	7	0	
		商工	1	1	0	
		土木	17	18	−1	事務の整理・合理化
		計	152	154	−2	＜参考：長与町＞ 人口 1万人当たり職員数 35.63 人 （類似団体の人口 1万人当たり職員数 50.87 人）
	教育部門		25	24	1	
	小計		177	178	−1	＜参考：長与町＞ 人口 1万人当たり職員数 41.49 人 （類似団体の人口 1万人当たり職員数 68.27 人）
公営企業等会計部門	水道		14	15	−1	事務の整理・合理化
	下水道		8	8	0	
	その他		23	21	2	介護保険および国保事業の事務充実
	小計		45	44	1	
合計			222 [225]	222 [225]	0 [0]	＜参考：長与町＞ 人口 1万人当たり職員数 52.04 人

（注）1 職員数は、休職者、派遣職員を含んでいます。
2 教育長は教育部門に含まれています。
3 [ ]内は、条例定数の合計です。
4 参考にある人口1万人当たり職員数は、定員管理調査に基づく数値です。（住民基本台帳関係統計資料人口： 42,656 人）

（2） 年齢別職員構成の状況（22年4月1日現在）

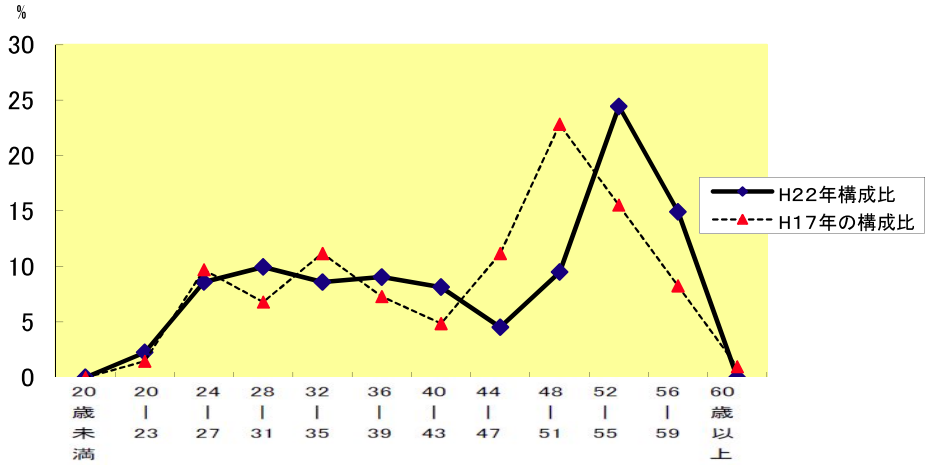

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 0	人 7	人 20	人 25	人 22	人 15	人 21	人 12	人 17	人 38	人 44	人 0	人 221

（3） 職員数の推移

区分 / 部門	18年	19年	20年	21年	22年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	146	150	150	154	152	6 （ 4.1% ）
教　育	24	24	24	24	25	1 （ 4.2% ）
警察	0	0	0	0	0	0 （ 0.0% ）
消防	0	0	0	0	0	0 （ 0.0% ）
普通会計計	170	174	174	178	177	7 （ 4.1% ）
公営企業等会計計	46	45	44	44	45	-1 （ -2.2% ）
総合計	216	219	218	222	222	6 （ 2.8% ）

（注）1　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
　　2　教育長は教育部門に含まれています。

7 公営企業職員の状況

（1） 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	（参考）20年度の総費用に占める職員給与費比率
21年度	千円 569,293	千円 149,132	千円 118,589	% 20.8	% 23.0

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B／A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
21年度	人 15	千円 66,283	千円 9,958	千円 25,292	千円 101,533	千円 6,769

（注）1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は平成22年3月31日現在の人員です。

イ 特記事項

特にありません。

② 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（22年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
水道事業	47.7 歳	362,282 円	428,162 円
長与町（一般職）	43.3 歳	333,640 円	394,504 円
水道事業（全国平均）	―	―	―

③ 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業	長与町
1人当たり平均支給額（21年度） 1,686 千円	1人当たり平均支給額（21年度） 1,550 千円
（21年度支給割合） 期末手当 2.75 月分 （ ） 月分 勤勉手当 1.40 月分 （ ） 月分	（20年度支給割合） 期末手当 2.75 月分 （ 1.5 ）月分 勤勉手当 1.40 月分 （ 0.70 ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

イ 退職手当（平成22年4月1日現在）

一般職と同じです。

ウ 地域手当（平成22年4月1日現在）

支給はありません。

エ　企業手当（平成22年4月1日現在）

支給実績（21年度決算）	40　千円
支給職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	3,636　円
職員全体に占める手当支給職員の割合（21年度）	73.3　%
手当の種類（手当数）	5

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
水道事業施設復旧作業手当	全職員	時間外に緊急に呼び出し等により上下水道施設の復旧作業に従事したとき	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
公共用地取得業務手当	全職員	職員が公共事業の施行に伴う用地取得又は物件移転等に関し現地において困難な交渉を伴う買収又は補償の業務に従事したとき	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
料金徴収手当	全職員	料金の徴収及び給水停止業務に従事したとき	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
危険現場作業手当	全職員	職員が高所、急傾斜地又は著しく困難な場所で検査等の業務に従事したとき	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
災害現場業務手当	全職員	職員が暴風等の荒天時に屋外において作業に従事したとき	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日

オ　時間外勤務手当

支給実績（21年度決算）	2,301　千円
支給職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	256　千円
支給実績（20年度決算）	2,210　千円
支給職員1人当たり平均支給年額（20年度決算）	201　千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（22年4月1日現在）

手 当 名	内容 及び 支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（21年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族2人まで 1人につき6,000円 扶養手当の支給対象となっていない配偶者を有する職員の扶養親族のうち1人 6,500円 配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 その他（配偶者以外の扶養親族） 1人につき5,000円 加算（16歳～22歳までの子がいる場合） 1人につき5,000円	同じ		2,926千円	266,000円
住居手当	借家又は借間に居住し、家賃を支払っている職員又は自宅に居住し、世帯主である職員に支給 ・月額23,000円以下の家賃 家賃月額－12,000円 ・月額23,000円を超える家賃 （家賃月額-23,000円）×1/2+11,000円 （最高27,000円） ・自宅居住者 3,500円	同じ		1,154千円	88,769円
通勤手当	通勤距離2km以上で、通勤のために交通機関等（列車、バス等）を利用し運賃等を負担している職員又は交通用具を使用する職員に支給 ・交通機関等利用者 1ヶ月あたりの運賃等相当額が55,000円まで全額支給（長期定期価額を一括支給） ・交通用具利用者 距離に応じて2,000円～24,500円を支給	同じ		539千円	59,889円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 役職等に応じて10%～15%	同じ		2,979千円	595,800円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を受給している職員が、休日において臨時又は緊急の必要により勤務した場合に支給される 管理職手当の支給区分に応じて勤務1回につき6,000円～12,000円	同じ		9千円	9,000円

7 公営企業職員の状況

（2） 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	（参考）20年度の総費用に占める職員給与費比率
21年度	千円	千円	千円	%	%
3条	653,944	232,654	34,545	5.3	5.0
4条	817,759	△ 428,276	13,972	1.7	1.6
計	1,471,703	△ 195,622	48,517	3.3	3.0

※3条とは、下水道施設の維持、管理に関する決算。4条とは、建設事業等に関する決算。

※3条の対象職員数4人、4条の対象職員数2人。

※4条の収支が収入不足となっていますが、留保資金等で補てんしており、予算執行上問題はありません。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B／A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
21年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	7	31,193	5,903	11,421	48,517	6,417

（注）1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は平成22年3月31日現在の人員です。（10月に1人減のため、一人当たりはそれを考慮）

イ 特記事項

特にありません。

② 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（22年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
下水道事業	45.9 歳	346,750 円	387,513 円
長与町（一般職）	43.3 歳	333,640 円	394,504 円
下水道事業（全国平均）	―	―	―

③ 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下水道事業	長与町
1人当たり平均支給額（21年度） 1,523 千円	1人当たり平均支給額（21年度） 1,550 千円
（20年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.75 月分 1.40 月分 （ ） 月分 （ ） 月分	（20年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.75 月分 1.40 月分 （ 1.5 ） 月分 （ 0.70 ） 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

イ 退職手当（平成22年4月1日現在）

一般行政職と同じです。

ウ 地域手当（平成22年4月1日現在）

支給はありません。

エ　企業手当（平成22年4月1日現在）

支給実績（21年度決算）	25　千円
支給職員1人当たり平均支給年額（20年度決算）	6,250　円
職員全体に占める手当支給職員の割合（20年度）	66.7　%
手当の種類（手当数）	5

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
水道事業施設復旧作業手当	処理場係、建設係	時間外に緊急に呼び出し等により上下水道施設の復旧作業に従事したとき	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
公共用地取得業務手当	建設係、業務係	職員が公共事業の施行に伴う用地取得又は物件移転等に関し、現地において困難な交渉を伴う買収又は補償の業務に従事したとき	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
料金徴収手当	業務係	使用料の徴収及び給水停止業務に従事したとき	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
危険現場作業手当	処理場係、建設係	職員が高所、急傾斜地又は著しく困難な場所で検査等の業務に従事したとき	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
災害現場業務手当	処理場係、建設係 業務係	職員が暴風等の荒天時に屋外において作業に従事したとき	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日

オ　時間外勤務手当

支給実績（21年度決算）	2,322　千円
支給職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	581　千円
支給実績（20年度決算）	2,370　千円
支給職員1人当たり平均支給年額（20年度決算）	474　千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（22年4月1日現在）

手 当 名	内容 及び 支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（21年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族2人まで 1人につき6,000円 扶養手当の支給対象となっていない配偶者を有する職員の扶養親族のうち1人 6,500円 配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 その他（配偶者以外の扶養親族） 1人につき5,000円 加算（16歳～22歳までの子がいる場合） 1人につき5,000円	同じ		778千円	239,333 円
住居手当	借家又は借間に居住し、家賃を支払っている職員又は自宅に居住し、世帯主である職員に支給 ・月額23,000円以下の家賃 家賃月額－12,000円 ・月額23,000円を超える家賃 （家賃月額-23,000円）×1/2+11,000円 （最高27,000円） ・自宅居住者 4,000円	同じ		490千円	98,000 円
通勤手当	通勤距離2km以上で、通勤のために交通機関等（列車、バス等）を利用し運賃等を負担している職員又は交通用具を使用する職員に支給 ・交通機関等利用者 1ヶ月あたりの運賃等相当額が55,000円まで全額支給（長期定期価額を一括支給） ・交通用具利用者 距離に応じて2,000円～24,500円を支給	同じ		311千円	62,200 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 役職等に応じて10%～15%	同じ		1,977千円	494,250 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を受給している職員が、休日において臨時又は緊急の必要により勤務した場合に支給される 管理職手当の支給区分に応じて勤務1回につき6,000円～12,000円	同じ		0千円	0円